福

平成22年8月23日 第3151号

#### 目 次

示 (第1375号 - 第1387号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	1
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地	の変更	
	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	5

示

福岡県告示第1375号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す る。

平成22年8月23日

福岡県知事 麻牛 渡

申請のあった年月日

平成22年8月5日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人 筑後良縁会

(2) 代表者の氏名

河口 順一

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県みやま市瀬高町文廣1951番地15
- (4) 定款に記載された目的

この法人は独身男女に対して巡り合いの機会を作ることで結婚を促進する事業を 行い、少子高齢化対策に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1376号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日 平成22年8月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人マインドリカバー

- (2) 代表者の氏名 水戸 榮樹
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県糟屋郡志免町志免東4丁目1番1号

 $092 - 643 - 3030) \\ 092 - 611 - 4431)$ 

福岡県 株式会

番 7 号 番15号

⟨4∞

福岡市博多区福岡市博多区 **〒**812−8577 **〒**812−0041

# (4) 定款に記載された目的

# (変更前)

この法人は、障がい者に対して障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを 行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業 を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (変更後)

この法人は、障がい者に対して障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業ならびに、介護保険法に基づく事業の実施で高齢者の介護支援を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 福岡県告示第1377号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成22年8月23日

福岡県知事 麻牛 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
糸島地生81	医療法人 今村耳鼻咽喉 科医院	糸島市前原1026番地 1	22 • 6 • 1
田川生1	たくまクリニック	田川郡福智町金田1858 - 10	22 · 8 · 1
飯生311	なかおクリニック	飯塚市堀池254番地 1	22 · 7 · 1
粕生歯42	わたなべ歯科クリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲583 - 3	22 • 8 • 4
大野生歯124	歯科・かずクリニック	大野城市東大利2丁目4-6	22 • 7 • 1
春生歯78	いくやま歯科クリニック	春日市宝町3丁目2-1	22 • 8 • 1
田川生巌118	さくら歯科	田川郡福智町金田934 - 8	22 • 7 • 1

飯生歯148	医療法人プリエ ひだま りの歯科クリニック	飯塚市新飯塚 4 番25号	22 • 8 • 1
中生歯49	みどり歯科医院	中間市鍋山町2-5	22 • 7 • 1
大川生薬24	ひなた薬局小保店	大川市大字小保177番地 4	22 • 8 • 1
う生薬28	みのう薬局	うきは市吉井町214 - 13	22 · 8 · 1
柳生薬44	平成堂薬局鬼童町店	柳川市鬼童町49 - 13	22 • 8 • 1
田川生薬46	なの花薬局	田川郡福智町金田1858番12	22 • 8 • 1
行生薬64	サンキュー薬局行橋安川 通り店	行橋市西宮市 1 丁目 8 - 13 レストフィーリングビル103号	22 • 8 • 2
大野生訪4	訪問看護ステーションえ る	大野城市横峰 2 丁目11 - 23	22 • 6 • 1

#### 福岡県告示第1378号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成.22年8月23日

福岡県知事 麻牛 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生267	なかお胃腸科クリニック	飯塚市堀池254 - 1	22 · 6 · 30
遠生113	医療法人田中眼科医院	遠賀郡水巻町頃末南3丁目7-7	22 • 6 • 30
糸島地生71	今村耳鼻咽喉科医院	糸島市前原1026 - 1	22 · 5 · 31
田川生歯117	さくら歯科	田川郡福智町金田934 - 8	22 · 6 · 30

### 福岡県告示第1379号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促

珇

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年8月23日

福岡県知事 麻 牛 渡

# 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所 在 地	変更年月日
北生歯22 4	うえだ歯科トリア スクリニック	フジトデンタルク リニック	糟屋郡久山町大字山田 1038	22 • 6 • 24
う生歯14	田村歯科医院	田村歯科クリニッ ク	うきは市吉井町212 - 10	22 • 7 • 1

# 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北生歯22 4	フジトデンタ ルクリニック	糟屋郡久山町大字山田 1183 - 1	糟屋郡久山町大字山田 1038	22 • 6 • 24
大野生歯 74	いわたに歯科 小児歯科	大野城市上大利 5 - 218	大野城市上大利 5 丁目 3 - 11	20 • 5 • 31
う生歯14	田村歯科クリ ニック	うきは市吉井町223 - 4	うきは市吉井町212 - 10	22 • 7 • 1

# 福岡県告示第1380号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

# 平成22年8月23日

### 福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
18/28/3		エバスはバエで	18/2-7/11
田生マ7	松岡   大輔 (シルバーメ   ディカル株式会社)	田川市大字伊加利1905 - 7	22 • 7 • 12
田生マ8	中川 長子 (シルバーメ ディカル株式会社)	田川市大字伊加利1905 - 7	22 • 7 • 12
八女生マ7	高田 尚之 (新町マッサ ージ治療院)	八女市本町 2 - 542	22 • 6 • 9
春生マ9	田村 政子 (マッサージ ひだまり治療院)	春日市大和町 4 丁目23 - 103	22 • 7 • 1
福津生マ2	森 重則 (東福間駅前マ ッサージ院・整骨院)	福津市若木台1丁目19-1	22 • 8 • 1
京生マ25	與田 茂 (すえおマッサ ージ院)	京都郡みやこ町勝山黒田871 - 1	22 • 7 • 1
京生マ26	髙橋 さゆり (すえおマッサージ院)	京都郡みやこ町勝山黒田871 - 1	22 • 7 • 1
京生マ27	有馬 鈴子 (すえおマッ サージ院)	京都郡みやこ町勝山黒田871 - 1	22 • 7 • 1
京生マ28	城戸 留利子 (すえおマッサージ院)	京都郡みやこ町勝山黒田871 - 1	22 • 7 • 1
京生マ29	青山 孝志 (すえおマッ サージ院)	京都郡みやこ町勝山黒田871 - 1	22 • 7 • 1
飯生柔42	原 裕樹 (みのり鍼灸整 骨院)	飯塚市東徳前6-18	22 • 3 • 21
飯生柔43	松本 一行 (あすなろ針 灸整骨院)	飯塚市楽市475 - 1	22 • 6 • 1
柳生柔17	増田 太郎 (キリン整骨 院)	柳川市東蒲池624 - 11	22 · 8 · 9
中生柔16	星野 桂一 (星野鍼灸整骨院)	中間市通谷 1 丁目32 - 10	22 · 7 · 20

汨

小生柔11	鮎川 雄太 (やまむら整 骨院 三国)	小郡市津古475 - 1	22 • 7 • 1
像生柔35	沖 真吾 (おき整骨院)	宗像市田熊 4 丁目 3 - 29	22 • 5 • 17
宮生柔 7	西岡 修 (にしおか整骨院)	宮若市金丸801 - 2	22 • 7 • 14
朝倉生柔12	佐々木 貴司 (ささき整 骨院)	朝倉市馬田1225 - 1	22 · 8 · 3

#### 福岡県告示第1381号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法 律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合 を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保 護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の 規定により次のように告示する。

平成22年8月23日

福岡県知事	麻	牛	渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
八女生マ3	池田 一人 (新町マッサ ージ治療院)	八女市本町2-542	22 • 6 • 9
飯生柔27	松林 伸弥 (みのり鍼灸 整骨院)	飯塚市東徳前6-18	21 · 3 · 21
飯生柔35	阿比留 祐樹 (みのり鍼 灸整骨院)	飯塚市東徳前6-18	22 • 3 • 20
小生柔 7	田川 弘治 (やまむら整 骨院三国)	小郡市津古475 - 1	22 • 6 • 30

### 福岡県告示第1382号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた ので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成.22年8月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所 北九州市八幡東区大谷2丁目817の4、817の5
- 2 保安林として指定された目的 十砂の流出の防備
- 3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

福岡県告示第1383号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成22年8月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡糟屋町大字内橋字瓦汀421番1から421番4まで、422番1、422番6から422 番14まで及び422番16

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町南里2丁目20番20号

住創株式会社

代表取締役 上田 雅宏

福岡県告示第1384号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成22年8月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

(第2工区) 筑紫郡那珂川町五郎丸4丁目45-68、45-82、467-3及び468-1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区中洲5丁目3-8

株式会社 ランディックアソシエイツ

代表取締役 中川 朋幸

福岡県告示第1385号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す る。

平成22年8月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年8月1日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人True-Heart JAPAN

(2) 代表者の氏名

古川 正広

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区桧原6丁目4番1-601号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の地域住民に対して推進、支援、救援、安全、情報提供 に関する事業を行い、生活と安定、人々がより暮らしやすい理想の社会を作る事に 寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1386号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 □ 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成.22年8月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月23日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人サイエンス・アクセシビリティ・ネット

(2) 代表者の氏名

鈴木 昌和

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜3丁日4番地11-103号
- (4) 定款に記載された目的

(現在)

この法人は、視覚障害を持つ人たちのための情報アクセシビリティを考慮した科 学情報処理システム開発と普及、開発システムを利用した情報アクセシビリティ支 援事業を行い、福祉の増進、学術・文化・科学技術の振興、情報化社会の発展、社 会教育の推進、職業能力の開発、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、視覚等に障害のある人たちのための情報アクセシビリティを考慮し た科学情報処理システム開発と普及、開発システムを利用した情報アクセシビリテ ィ支援事業を行い、福祉の増進、学術・文化・科学技術の振興、情報化社会の発展 、社会教育の推進、職業能力の開発、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする

福岡県告示第1387号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事 業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧 に供する。

平成22年8月23日

		福岡県知事	麻生	渡
	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場	ſГ
	県営原崎地区土地改良 (農業用ため池整備 ) 事業計画書の写し	平成22年 8 月23日から 平成22年 9 月21日まで	宗像市役	'n
<u> </u>				
<del>(</del>				
1				
Ξ.				
日曜日				
1				
平成22年8月23日				